



注：東京都及び日本の数値は「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）である。
資料：総務省「平成23年社会生活基本調査」、内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために」
出典：東京都「東京都女性活躍推進白書」

女性活躍のための 事業主の取組

行動計画に入れる具体例

1. 女性の積極採用
2. 配置・育成・教育訓練
3. 継続就業
4. 長時間労働是正など働き方の改革
5. 女性の積極登用・評価
6. 雇用形態や職種の転換
7. 女性の再雇用や中途採用
8. 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革

今、必要なのは 「働き方改革」

男女雇用機会均等法が施行されて30年、女性の働く環境はどう変わったでしょうか。日本の男性の家事・育児にかかわる時間は、世界の各国と比べて少ないのが現状です。女性活躍推進法は、だれもが仕事と生活を両立できる、暮らしやすい社会の実現のための「働き方改革」につながるこ



台東区では…

台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度をはじめました

台東区では、従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組む中小企業等を認定し、その取組を応援します。認定企業の取組は、広報たいとうや区公式ホームページなどで紹介します。

対象企業 台東区内に本社または主たる事業所がある従業員が300人以下の企業等

認定分野 以下の3つの取組を進める分野ごとに認定します。

子育て支援	働きやすい職場づくり	介護支援
<ul style="list-style-type: none"> ●安心して出産・子育てしやすい環境整備 ●育児休業が取得しやすい環境の整備 ●育児休業中従業員の職場復帰支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女ともに働きやすい職場環境・風土づくり ●働き方の見直しをするための取組 ●能力開発やキャリア・アップの支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護休業が取得しやすい環境整備 ●介護休業中従業員の職場復帰支援 ●介護しやすい環境整備など

詳しくは区ホームページをご覧ください。

申請方法 平成28年度の申請受付期間は平成28年7月1日(金)～8月31日(水)必着となります。
<https://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/jinken/habataki21/20160401WLB.html>

特集

動きだした「女性活躍推進法」

正式名称「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

2015年8月28日成立
2015年9月4日公布
2016年4月1日施行
厚生労働省所管

女性の活躍に数値目標

国、地方公共団体や従業員301人以上の事業主に義務化

女性活躍推進の 3つの基本原則

1. 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行の影響への配慮が行われること。

2. 男性も含めた両立支援に必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

3. 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されること。

「コミュニティ・カフェ」 聞いてみました

「女性活躍推進法」について、インタビューして参加者の声を集めました。

私たちに
関係あるの？

はじめの
一歩としては
ありかな？

女性が働きやすい
職場の環境整備は
必要だよな。

「女性活躍推進法」について どう思う？

今の社会の
少子高齢化という
ことも背景に
あるのかも。

女性が
あらゆる場で活躍
できるといいな。

法律を
活かすように、
私たちも行方を
見守らなくてはね。

話してスッキリ ひとりでホッカリ 「コミュニティ・カフェ」

日時：毎月第3土曜日 午後2時～4時
場所：男女平等推進プラザ 調理コーナー
(生涯学習センター4階)
主催：男女平等推進プラザ「はばたき21」
コミュニティ・カフェ運営委員会



予約不要
参加費無料
どなたでも